

○ 介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別添6) 主任介護支援専門員研修実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 対象者            介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。            具体的には、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ、(別添3)「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は(別添5)「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者</u></p> <p>また、受講対象者の選定にあたっては、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(別添6) 主任介護支援専門員研修実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 対象者            介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。            具体的には、以下の①から③のいずれかに該当し、かつ、(別添3)「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は(別添5)「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>また、受講対象者の選定にあたっては、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。</p> <p>3～4 (略)</p>

主任介護支援専門員研修実施要綱 (改正案)

(別添)

## (6) ケアプラン点検支援マニュアルの作成について

- 介護給付の適正化については、平成15年に老健局に「介護給付適正化対策本部」を設置以来、各自治体においては、ケアプラン関係について適切化の推進にご尽力いただいているところである。
- ケアマネジメントに関しては、高齢者介護研究会のご提言や社会保障審議会介護保険部会報告により、
  - (1) 基本プロセスが不十分
  - (2) ケアカンファレンス機能が不十分
  - (3) 多職種との連携が不十分
  - (4) 継続的なマネジメントが不十分
  - (5) 公正・中立性に課題がある
  - (6) 専門職としての資質にバラツキ、課題がある。
  - (7) 他からの支援が受けにくいなどの指摘があったところであり、介護保険法一部改正の附帯決議においても介護支援専門員の資質の向上がうたわれたところである。
- このような状況を勘案し、今回の制度改正において介護支援専門員の研修の義務化、主任介護支援専門員の創設、担当件数の見直し等を行い、地域包括支援センターを創設し、さらに介護支援専門員が本来あるべき業務ができるよう体制を整えたところである。

適正化事業においては、平成15年度よりこれまで、過剰かつ不要なサービスの改善が強調されてきたが、今般の「ケアプラン点検支援マニュアル」は、こうした経緯を踏まえつつ、特に「自立支援」の観点から、それぞれのケアプランを検証・確認し、「自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化を図ることを主な目的として作成している。

本マニュアルについては、平成20年3月の完成を予定しているので、各保険者にあつては、平成20年度4月より本マニュアルをご活用いただき、ケアマネジメント等の適切化に積極的に取り組んでいただきたい。

## 「ケアプラン点検支援マニュアル」の作成について

「自立支援」をめざして取り組まれたケアプランか否かをケアマネジメントのプロセスに沿いながら検証確認し、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し普遍化を図る

### ○支援方針

- ① ケアマネジャーの意識改革、「気づき」を促す
- ② 保険者(指導者側)の意識改革、「気づき」を促す
- ③ ケアマネジメントにつまづいていないか誤解をしていないか検証する

※ 単にアセスメント様式やケアプラン様式が記入できているかどうかではなく、ケアマネジメントの視点、ケアマネジメントのプロセスが出来ているかを検証する。

※ ケアプラン様式は、あくまでも支援する内容を表現したツールであり、利用者と関係者が方向性を共有するためのものであるということを認識させる。

→結果として介護支援専門員に「気づき与え」、考えるという土壌を醸成し技能の向上を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る。

### ○効果

介護支援専門員の質の向上



給付の適切化・効率化

過大・過少プランの是正

廃用症候群の解消



適切なサービスによる機能の向上

重度化予防・機能改善



利用者、家族の安心感

介護保険に対する信頼感の向上

QOLの向上



誰もが安心して暮らせる社会の構築

## ○マニュアル作成の方向性

- ①個々の介護支援専門員の技術に格差が生じていることから、少なくとも、ケアマネジメントに必要な最低限のことは理解し、自らの力量に気づき理解できるものとなるよう作成する。
- ②アセスメントから居宅サービス計画書標準様式(第1表から第3表まで)を中心にその中で、自立支援に資する適切なケアマネジメントを行うために必要な視点等の項目を示すとともに十分に理解する為の解説、事例等を入れこむ。
- ③特に、ケアマネジメントプロセスの中でも最も技量に差が生じやすいといわれている、アセスメントに重きをおいて作成する。
- ④過度に高度な内容ではなく、各保険者において、専門職でない職員等も本マニュアルを活用できるものとなるよう、配慮する。
- ⑤質問を通じた保険者(チェック実施者)と介護支援専門員との対話方式
- ⑥点検の結果、介護支援専門員が「もう一度利用者ときちんと向き合ってみよう」と思われるようなものとする。

## 7. 訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて

- 介護保険制度においては、利用者の状況に応じた適切なケアプランに基づき利用者に必要なサービスが提供されるべきであるところ、一部の市町村においては、訪問介護サービス等の生活援助の提供にあたり、個別具体的な状況を踏まえないで、同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する介護給付の支給の可否について決定しているとの情報が寄せられていることから、厚生労働省としては、平成19年12月20日に事務連絡「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて」を発出し、生活援助等において同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することがないように、改めて周知を行ったところである。各都道府県におかれましては、管下市町村、介護サービス事業者、関係団体、利用者等に対して幅広く周知願いたい。

各都道府県介護保険主管課(室) 御中

厚生労働省老健局振興課

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについては、自立支援に資する必要なサービスが提供されるという介護保険の基本理念に基づき、従来より下記のとおりのお取り扱いとしてきたところであり、厚生労働省としては、全国会議等を通じて周知を図ってきたところであります。

介護保険制度においては、利用者の状況に応じた適切なケアプランに基づき利用者に必要なサービスが提供されるべきであるところ、一部の市町村においては、個別具体的な状況を踏まえないで、同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する介護給付の支給の可否について決定しているとの情報が寄せられていることから、各都道府県におかれましては、管下の市町村に対して、訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスにおける「同居家族等」については、下記のとおりのお取り扱いである旨を改めて周知を徹底していただくとともに、介護サービス事業者、関係団体、利用者等に対しても幅広く情報提供していただきますようお願いいたします。

記

- 1 訪問介護サービスのうち、「生活援助」については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)において、「単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるもの」に対して行われるものとしており、さらに、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)において、「障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同

様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」に行われることとしている。

この趣旨は、同様のやむを得ない事情とは、障害、疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるというものである。したがって、市町村においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにされたい。

- 2 介護予防訪問介護サービスについては、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)において、「利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと」としているが、上記1と同様に、市町村においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に予防給付の支給の可否を機械的に判断するのではなく、個々の利用者の状況に応じて、適切に判断されたい。

## 8. 特定施設・有料老人ホームに係る事務の適切な実施について

### 1 特定施設関係

#### (1) 特定施設を活用した多様な住まいの推進

今後、都市部を中心に単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加するに伴い、同居家族の支援を受けることが困難な高齢者が増加することが予想される。このような高齢者には、介護付きの住まいなど多様な住まいの普及が求められる。そして、特定施設はこうした多様な住まいのニーズに応える一類型と考えている。

また、特定施設は、療養病床の再編成における受け皿の一つとして、地域ケア体制整備構想において謳われている地域ケア体制を具現化するための役割も担っている。

平成18年度より、介護専用型特定施設、混合型特定施設ともに、それぞれの必要利用定員総数を超える場合には、特定施設入居者生活介護の指定をしないことができるようになった。この趣旨は、特定施設を計画的に普及するためのものであるが、その前提として、各都道府県及び市町村において地域における多様な住まいのニーズを十分に把握し、適切な利用者数が見込まれていなければならない。

第三期事業計画では、例えば混合型特定施設の総量規制の導入が平成17年度末であったこともあり、その趣旨が十分理解されていないと思われる側面があったと思慮されるが、第四期以降の介護保険事業（支援）計画においては、地域の高齢者介護のあるべき姿を見据えた上で、特定施設に係る以下の特徴も十分に斟酌し、地域のニーズを反映した説得力のある利用者数を見込んでいただきたい。

- 特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、ケアハウス、高齢者専用賃貸住宅等の多様な住まいにおいて、24時間安心して生活できるように介護職員、看護職員等が配置されているものであり、入居者である要介護者（要支援者）にとっては、1割の自己負担で日常の見守りや緊急時対応から介護までを含めたサービスを利用することができるものであること。

- 特定施設は、介護・看護職員については介護保険施設並みに配置されており、介護サービスの提供体制としては介護保険施設と同程度であること。
- さらに、特定施設は住所地特例の対象となっていることから、特定施設が立地する自治体に財政的な影響が集中するものではないこと。
- 「早めの住み替え」ニーズの主たる対象となる混合型特定施設については参酌標準の対象には含まれておらず、各都道府県においてニーズを踏まえた適切な利用者数を見込むことが可能であること。

## (2) 特定施設の指定事務について

一部の都道府県においては、一の特定施設の中で、特定施設入居者生活介護の指定をする部分とそうでない部分に分けている事例が見受けられるが、特定施設入居者生活介護の指定は、特定施設単位で行われるものである。したがって、基本的に一の有料老人ホームとして届け出られたものの中に介護付有料老人ホームの部分と住宅型有料老人ホームの部分が混在するということはないことを踏まえた上で、不明瞭かつ不適切な運営形態が生じることがないように適切な指定事務を行っていただきたい。

## 2 有料老人ホーム関係

### (1) 入居一時金保全措置の実効性の確保

平成18年度より、有料老人ホームを設置する者は、入居一時金の保全措置を講じなければならないこととなった。金融機関との信託契約や(社)全国有料老人ホーム協会の入居者基金制度等がこの保全措置に該当している。

保全措置は、設置者が倒産等の事態となった場合に、一定の範囲で返還債務等が確実に入居者に返還されてはじめて意味をなすものである。したがって、例えば、ホームとして保全措置を講じているとしても、これが個々の入居者について確実に保全される内容となっているか、また、実際の運用段階においてその実効性が確保されているか（例えば、基金への積立が確実に行

われているか。)を適切に指導していただきたい。

また、保全義務の対象となっていないホームについては、保全是努力義務とされているところであるが、当該ホームにおいても、入居者としては一時金が保全されていることが望ましいものであることから、当該ホームについても保全措置が講じられるよう改めて有料老人ホーム設置者に働きかけていただきたい。

## (2) 有料老人ホームの届出促進と質の向上

有料老人ホームの把握及び届出等については昨年度と比較して一定の進捗が見られており、地域のさまざまなネットワークを活用した取り組みに感謝申し上げるとともに、引き続き積極的な取り組みをお願いしたい。

また、把握や届出の促進にとどまらず、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」(平成19年3月20日付老健局計画課長、振興課長通知)を踏まえ、有料老人ホームのサービス全体の質の向上についても取り組んでいただきたい。

## (3) 消防法令の改正について

認知症高齢者グループホームの火災等を契機として、平成19年6月に消防法施行令・施行規則が改正され、防火安全対策が強化されたところである(平成21年4月施行。経過措置あり)。

有料老人ホームについては、「介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上である」ホームについて、スプリンクラー等の消防用設備の設置義務対象となる面積基準が強化されたので、御留意願いたい。

また、有料老人ホームは自立者であっても相対的に火災時の避難弱者となりうる高齢者が専ら入居するものであることに鑑み、その他のホームについても自主的に十分な消防用設備を設置するよう、有料老人ホーム設置者に働きかけていただきたい。

## 3 住宅・都市施策との連携等について

適合高齢者専用賃貸住宅が特定施設入居者生活介護の対象となったこと、医

療法人が一定の高齢者専用賃貸住宅を経営できるようになったこと、療養病床の再編成とともに地域ケア体制の充実が求められること等から、住宅政策との連携がより一層求められる。

これらを背景として、住宅事業関係者等からの相談・協議も寄せられていることと思われるが、その際、住宅の賃貸借契約の手続は宅地建物取引業法等に基づいて行われるものであって、社会福祉施設等のそれとは異なるものであるという違いを十分に理解した上で、適切に指導を行っていただきたい。

また、今後は高齢社会のまちづくりをハード・ソフトの両面から支援する観点から、住宅・都市施策に精通した職員の配置も含め、住宅・都市施策との緊密な連携が図られるよう関連部局との連携に努めていただきたい。

## 9. 福祉用具について

### (1) 福祉用具貸与サービスの適切な利用について

平成18年4月に改正介護保険法が施行され、その中で福祉用具貸与についても「真に必要とする者」に対し、福祉用具貸与サービスの提供を行うことを徹底した制度見直しを行い、平成19年4月にも運用の一部見直しを行ったところである。

これらの制度見直しの趣旨は、制度の基本理念である「自立支援」の趣旨や、介護保険制度が保険料や税財源で賄われていることを踏まえ、利用者の状態像に応じて必要なサービスが提供されるよう行ったものである。

言い換えれば、軽度者であることをもって一律的にサービス制限を行うのではなく「真に必要とする者」に対して適切な福祉用具貸与サービスが提供されるよう見直しを行ったものである。

今般、福祉用具サービスの見直しについて改めて周知させて頂くので、引き続き適切な運用がなされるようご尽力頂くとともに、貴管内市町村、指定事業所等へ周知されるようお願いしたい。

#### ○ 見直しの概要について

平成18年4月の制度見直しの概要については、すでに「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について」（平成18年8月14日付け事務連絡）において別添パンフレットとしてお送りしたところである。

今般、制度見直しについてより周知を図る観点から、平成19年4月の運用の一部見直しの内容も踏まえたパンフレットを新たに作成した。福祉用具貸与サービスがより有効に利用されるよう、管内の市町村、指定（介護予防）福祉用具貸与・販売事業所等の指定（介護予防）居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護実習・普及センター等への配布等を通じ、利

用者をはじめ関係者に対して制度見直しの内容が適切に理解されるよう、積極的  
にご活用いただきたい。(別添1)

## (2) 福祉用具における安全性の確保等について

### ア 改正消費生活用製品安全法の施行について

平成19年5月14日から改正消費生活用製品安全法が施行され、「製品事故が  
起きた場合の報告・公表」が義務づけられたところであり、概要は以下のとおりで  
ある。

#### 【改正消費生活用製品安全法の製品事故の報告・公表制度の概要】

##### ① 報告（新設）

死亡、重傷、火災などの重大な製品事故が発生した場合、メー  
カーや輸入事業者は、国に事故報告を実施（義務）し、国は情報  
を的確に把握します。

##### ② 公表（新設）

国は、事故情報を収集・分析し、その結果を広く国民に公表し  
て、第二の重大事故を防止します。

##### ③ 命令

国は、メーカーや輸入事業者に安全でない製品の製造や輸入を  
禁止をしたり、回収するよう命令します。

<経済産業省HPより抜粋>

同法においては、「一般消費者の生活の用に供される製品」が対象とされており、福祉用具も同法の対象とされている。

今般の改正により、具体的には、福祉用具の利用により、死亡、重傷、火災等の事故が生じた場合には、メーカー等は当該内容を経済産業省へ報告し、経済産業省はその事故の情報を（製品に起因する事故でないことがあきらかな場合を除き、）公表することとされたものである。

当方からも、「福祉用具使用の際の重大製品事故発生に関する注意喚起のお願いについて」（平成19年10月26日付け事務連絡）、「福祉用具使用に際しての安全性の確保等について」（平成20年1月7日付け事務連絡）、「株式会社ベルーナが輸入した電動ベッドの無償改修について」（平成20年2月6日付け事務連絡）及び「介護ベッド用手すりによる重大製品事故について（注意喚起）」（平成20年2月15日付け事務連絡）において、福祉用具等の事故についての注意喚起とともに福祉用具利用にあたっての安全性の確保等について、改めて周知させて頂いたところである。

各都道府県におかれては、同法の内容及び当該事故情報にご留意されるとともに、福祉用具が適正に利用されるよう関係者への周知にもご協力をお願いしたい。

また、福祉用具に関する情報を掲載する団体について一覧を作成したのでご参考にされたい。（別添2）

## イ 福祉用具専門相談員の活用について

福祉用具は、利用者が正しく使用することにより、はじめて適切な効果を得られるものである。

そのため、福祉用具サービスの提供に当たっては、当該製品自体の安全性の確保はもとより、利用者が正しく使用できるように、福祉用具に関し十分な知識・技術を有する者が支援を行うことが重要である。

運営基準上、福祉用具専門相談員は、福祉用具の導入時に利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、使用方法等を記載した文書を利用者に交

付し、十分な説明を行った上で、安全性の確保を目的に、利用者の正しい福祉用具の使用方法に対する理解を支援するため、必要に応じて利用者に実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこととされている。

また、導入後においては、福祉用具専門相談員は、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこととされている。

福祉用具の適切な利用を進めるためには上記に加え、介護支援専門員や訪問介護員等の利用者の状況を把握し得る者と福祉用具専門相談員が福祉用具の使用状況に関する情報を共有し、福祉用具使用に際しての安全性の確保を日常的に行うことが必要である。

各都道府県におかれては、福祉用具使用に当たっての安全性を確保するため、福祉用具専門相談員の積極的活用について、指定介護サービス事業所や指定居宅介護支援事業所へ周知頂きたい。

### **(3) 福祉用具専門相談員指定講習について**

福祉用具専門相談員指定講習については、平成18年度より福祉用具専門相談員を政令に位置づけるとともに、指定講習の指定事務等について各都道府県毎に行うよう見直しを行ったところであるが、皆様方のご協力により円滑に施行されており、感謝申し上げます。

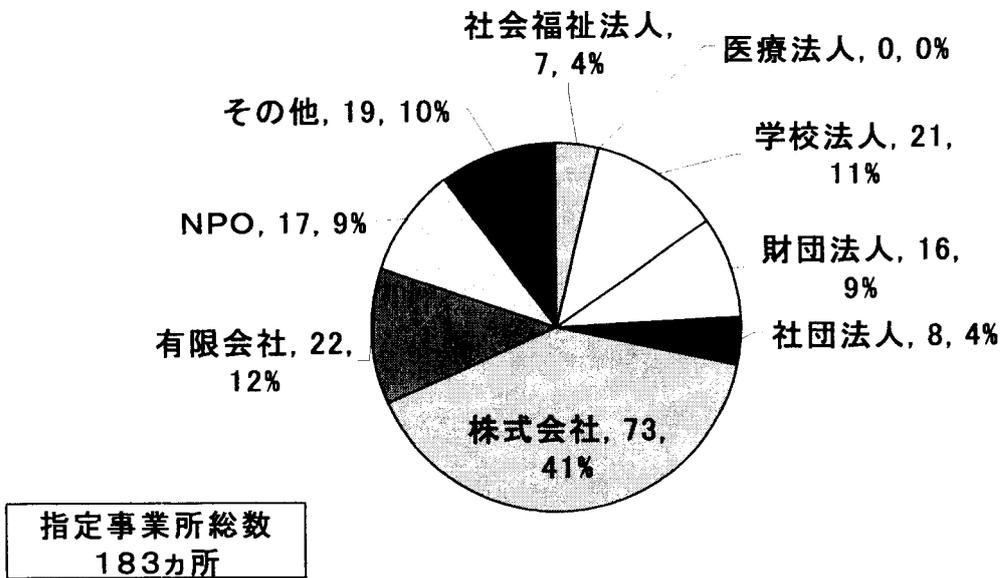
今般、平成18年2月19日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議にご案内したとおり、福祉用具専門相談員における指定講習会に係る状況について、皆様方のご協力により以下のとおり取りまとめたので参考にされたい。

今後とも、福祉用具専門相談員指定講習の指定事務・指導監督等の円滑な施行にご尽力頂くようお願いしたい。

なお、今後も指定講習の状況等について適宜、情報収集を予定しているのでご協

力頂くようお願いしたい。

福祉用具専門相談員指定講習事業所実施主体（平成18年度実績）



福祉用具専門相談員指定講習会開催状況について（平成18年度実績）

計画回数	実施回数	受講者数	修了者数
586 回	559 回	11,069 人	10,435 人

※厚生労働省老健局振興課調べ

# 軽度の方への福祉用具貸与サービス

平成18年4月、福祉用具貸与サービスの制度が変更され、平成19年4月に一部運用の見直しが行われました。

## 制度変更の趣旨は？

- 介護保険は、保険料や税金によりみんなで支えられている制度です。また、福祉用具貸与サービスは、もともと、「便利だから」利用するというものではなく、身体の状態に応じて必要と判断された方が利用できるサービスです。
- 今回の制度変更は、こうした趣旨を徹底するためのものです。

## 変更の内容は？

各種目ごとの保険給付一覧表

	軽度者の方	中重度者の方
車いす及び車いす付属品	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
特殊寝台及び特殊寝台付属品	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
床ずれ防止用具及び体位変換器	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
認知症老人徘徊感知機器	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
移動用リフト（つり具の部分を除く。）	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
手すり	保険給付可能	保険給付可能
スロープ	保険給付可能	保険給付可能
歩行器	保険給付可能	保険給付可能
歩行補助つえ	保険給付可能	保険給付可能

- 制度変更の対象となるのは、福祉用具のうち、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）です。
- これらの福祉用具について、軽度者の方（要支援者・要介護1）については、原則として介護保険での保険給付は行われません。
- ただし、福祉用具を必要とする状態である場合については、介護保険での保険給付を受けることが可能です。（左表太枠参照）

軽度者の方であっても、身体状況に照らし福祉用具を必要とする状態に該当すれば、引き続き保険給付を受けることが可能です。

## 福祉用具を必要とする状態とは？

- 保険給付の対象となるための条件は、各種目ごとに客観的に定められています。（次頁参照）
- 原則として、要介護認定データを利用して身体状況などを客観的に判断した結果、福祉用具を必要とする状態である方は、介護保険による福祉用具貸与サービスを利用できることとされています。
- また、あてはまらない方であっても、「一定の条件」に照らし、「**手続**」を経た結果、福祉用具を必要とする状態である方は、「**例外的に**」福祉用具サービスを利用できることがあります。
- なお、こうした条件については、福祉用具の各種目ごとに詳細に定められていますので、詳しくは福祉用具専門相談員（※）、ケアマネジメント担当者にご相談ください。

（※）福祉用具専門相談員

福祉用具貸与・販売利用の際、利用者の病状や障害の度合いを見極め、ニーズに合わせて選び方や使い方についてアドバイスを行うとともに、福祉用具の点検等を行える専門的な知識及び技術を有する者。

## 制度の流れ

